

桜井海浜ふれあい広場使用料（令和元年10月1日以降使用分より適用）

区分	使用時間	使用料
サッカー場	全日（9：00～17：00）	12,220円
	午前（9：00～12：00）	6,110円
	午後（12：00～17：00）	7,130円
	1時間までごとに	2,550円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 高校生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。
- 3 半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、全面使用のみとし、所定の使用料の3倍とする。
- 5 アマチュアスポーツ以外で使用する場合は、所定の使用料の2倍とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。